

様式第1号(第5条関係)

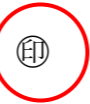
銚田市中小企業等経営環境改善支援金交付申請書兼請求書

銚田市長 あて

法人の場合は本社の所在地  
個人事業主の場合は自宅の住所

申請者 住所※<sup>1</sup> **銚田市〇〇 〇〇番地**  
 名称(屋号) **ほこまるストア**  
 代表者職・氏名 **銚田 花子**  
 電話番号※<sup>2</sup> **0291-00-0000**

(※<sup>1</sup>法人の場合は本店の所在地、個人の場合は現住所(自宅))  
 (※<sup>2</sup>携帯電話など常時連絡の取れる番号を記載してください。)



押印が必要です

銚田市中小企業等経営環境改善支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり支援金の交付を申請します。

1 申請者の概要

事業形態 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 法人	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主
資本金の額 (出資の総額)	円	
従業員数 (役員等は除く)	人	
市内事業所 所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者欄と同一	<input type="checkbox"/> その他

市外にも事業所がある方へ  
銚田市内にある事業所に係る利益の  
減少額のみが補助の対象となります。  
詳しくは、よくある質問のQ6をご確認ください。

2 売上高総利益又は営業利益の減少額について

売上高総利益・営業利益 ※いずれかに○	令和 3年※ <sup>3</sup>	2,000,000 円 (A)
	令和 4年※ <sup>4</sup>	1,500,000 円 (B)
	減少額	500,000 円 (A-B)

※<sup>3</sup>令和2年分又は令和3年分(直近事業年度の前年・前々年の事業年度)の数値を記入してください。

※<sup>4</sup>令和4年分(直近の事業年度)の数値を記入してください。

3 交付申請額

	売上高総利益又は営業利益の減少額	交付申請額
<input type="checkbox"/>	30万円以上50万円未満	30,000円
<input checked="" type="checkbox"/>	50万円以上100万円未満	50,000円
<input type="checkbox"/>	100万円以上	100,000円

記入例

令和〇年分所得税青色申告決算書(一般用) FA3000

個人事業主  
青色申告の場合

売上総利益  
→「差引金額⑦」に記載の金額

営業利益  
→「差引金額③」に記載の金額

令和〇年分収支内訳書(一般用) FA7001

個人事業主  
・白色申告の場合  
・市県民税申告の場合

売上総利益  
→「差引金額⑩」に記載の金額

営業利益  
→「所得金額②」に記載の金額

減少額の算出に必要な売上総利益・営業利益の申告書上の確認箇所について

	確認する書類の名称	金額の確認箇所
個人事業主の場合 (青色申告)	所得税青色申告決算書	売上総利益→「差引金額⑦」 営業利益→「差引金額③」
個人事業主の場合 (白色申告・市県民税申告)	収支内訳書	売上総利益→「差引金額⑩」 営業利益→「所得金額②」
法人の場合	法人概況説明書	売上総利益→「売上(収入)総利益」 営業利益→「営業損益」

4 宣誓項目(すべて必須。確認の上、してください)

- 要綱第3条に規定する支援金交付要件を満たしています。
- 支援金の申請に関して提出する書類内容に虚偽はありません。
- 申請日以降も事業を継続する意思があります。
- 市税の滞納はありません。
- 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じます。
- 市長が本交付申請に関して公的機関へ調査照会することに意義はありません。
- 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金を返還します。
- 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当していません。
- 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 法人でその役員のうちに、暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はおりません。

4 支援金振込先

振込金融機関	<p style="color: red;">支援金の振込み先に指定する通帳の情報をご記入ください。</p> <p style="color: red;">※交付請求書を提出から補助金の振り込みまでは2週間程度時間を要します。</p> <p style="color: red;">本支援金は交付決定の通知文書等は発送されません。</p> <p style="color: red;">後日、振込金額の確認をお願いします。</p>
口座種 (どちらかに○)	
(フリガナ) 口座名義	

※ 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

5 必要書類(確認のうえ、してください)

共通	<input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 市外に本店がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料	
法人	<input type="checkbox"/> 決算書 比較に要する <b>2期分</b>	法人概況説明書両面+貸借対照表+損益計算書の写し
	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本	全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)の写し
個人	<input checked="" type="checkbox"/> 申告書類及び 交付要件確認書類 比較に要する <b>2年分</b>	青色申告: 確定申告書(第一表・第二表) <b>+</b> 所得税青色申告決算書(1~4面)又は収支内訳書 白色申告: 確定申告書(第一表・第二表)+収支内訳書 市県民税申告: 市県民税申告書+収支内訳書
	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	運転免許証, マイナンバーカード(表面), 住民票抄本などいずれか一つの写し

補助金のスムーズな交付のために、申請前に  
添付書類の不足が無いかの確認をお願いします。



~よくある質問~

Q1. 旭市民センター・大洋市民センターでも申請書の提出はできますか？

A1. できません。申請書の配布や申請受付は商工観光課(本庁舎3階)に直接お願いします。

Q2. 郵送で申請はできますか？

A2. 可能です。銚田市銚田1444番地1 商工観光課あてにご郵送ください。

Q3. 申請後の流れを知りたいです。

A3. 申請後は、書類の審査をいたします。

**提出書類が不足している場合や、不備がある場合はご連絡いたします。**

連絡がない場合は、交付決定等の通知文書の送付はなく、2週間前後で支援金が振込まれますので、通帳のご確認をお願いします。

Q4. 農家なのですが申請できますか？

A4. できません。本支援金は商工業者の方向けの補助金となります。ただし商工業と農業を兼業している方で、商工業に係る事業のみで利益の金額が算出できる場合は、補助の対象となります。

Q5. 他の銚田市の補助金と重複して申請できますか？

A5. 可能です。

Q6. 市外と市内のどちらにも事業所がある場合はどのように申請すればよいですか？

A6. 申請書の減少額の欄には、全事業所合算の利益の減少額(=申告書上で確認できる売上高総利益・営業利益)を記入してください。  
ただし、交付金額の判別に要する利益の減少額は、市内にある事業所の利益の減少額で判別します。



**【事業所ごとの売上高総利益又は営業利益が算出できる場合】**

別添で市内の事業所の売上高総利益又は営業利益の減少額が確認できる資料をご提出ください。

**【事業所ごとの売上高利益・営業利益が算出できない場合】**

全事業所合算の利益の減少額(=申告書上で確認できる売上高総利益又は営業利益)を、市内と市外の事業所の売上高で按分して判別します。

別添で市内と市外の事業所の売上高の割合が分かる資料をご提出ください。